

民有緑地の維持管理支援策 検討の方向性

① 樹林管理事業の拡大

内容	● 対象個所を定める取扱い基準で、「樹林が家屋と接している」「枝払いの範囲を林縁から5m」などの限定条件を拡大変更。(道路沿いの樹林も対象、林縁からの距離を伸ばすなど。) ● 作業範囲の拡大による事業費の増加に対し、森林環境譲与税の充当を検討する。
課題	● 所有者不明山林への対応ができない。 ● 市職員の人員不足。→神奈川県人材バンクの活用を検討する。

② 緑地保全契約制度の改正

内容	● 特別緑地保全地区の指定地では、土地所有者による緑地の維持管理を積極的に促すために、現行の奨励金交付型の制度から、維持管理作業の実績に応じた補助金型の制度に移行する。 ● 特別緑地保全地区が未指定のところは、指定までのつなぎ策の意味合いが強いことから、現行の制度を継続する。
課題	● 制度を移行した場合、土地所有者の反発が想定され、契約解除の申出が増えることが懸念される。 ● 契約が解除された場合、市街化区域内の緑地であることから土地所有者の開発への意向が強まる可能性がある。 ● これまで土地所有者とは緑地の保全と開発の抑制についての理解と協力を求め、契約を締結・継続してきた経緯がある。この間、土地所有者と市が築いてきた信頼関係が崩れることを防ぐため、丁寧な説明が必要となる。

③ 保存樹林の指定制度の改正

内容	● 土地所有者による緑地の維持管理を積極的に促すために、現行の奨励金交付型の制度から、維持管理作業の実績に応じた補助金交付型の制度に移行する。
課題	● 制度を移行した場合、土地所有者の反発が想定され、指定解除の申出が増えることが懸念される。 ● これまで土地所有者とは緑地保全についての理解と協力を求め、指定を継続してきた経緯がある。この間、土地所有者と市が築いてきた信頼関係が崩れることを防ぐため、丁寧な説明が必要となる。

④ 都市緑地法等に基づく制度の導入を検討

内容	● 管理協定(都市緑地法)、市町村森林経営管理事業(森林経営管理法) ● 市又はみどり法人などが、民有緑地の維持管理を直接実施する制度の導入を検討する。 ● 森林環境譲与税の充当を検討する。
課題	● 市が維持管理する場合は、優先度の高い民有緑地を、基準を定めて選定する必要がある。

⑤ 他市の事例を参考に、市独自の新たな制度を創設

内容	● 民有緑地の維持管理を、直接市が実施する制度の導入を検討する。 ● 土地所有者と緑地維持管理ボランティアをマッチングする仕組みづくりを検討する。 ● 森林環境譲与税の充当を検討する。
課題	● 市が維持管理する場合は、優先度の高い民有緑地を、一定の基準を定めて選定する必要がある。 ● 所有者への補助に森林環境譲与税を充てる場合、税制の趣旨に合うことが明確になるよう、市域の森林全体における整備方針等を作成する必要がある。